第７章　保存のための方策

【基本方針】
松尾芭蕉が感動を込めて『おくのほそ道』に記し、古くから保護顕彰されてきた歌枕である３箇所の指定地の景観を経過観察しながら維持し、必要に応じて修景整備などを行い、良好な状態を保ちながら未来へと継承するとともに、周辺地域と一体となった景観の保全を図る。

○指定地を良好な状態を保ちながら未来へと継承するために、本質的景観要素の保存を優先しながら悪い状態のものは改善しつつ、指定地全体の価値が損なわれることがないように維持管理する。
○指定地を良好な状態に保ちながら周辺地域と一体となった景観の保全を図るために必要な整備を行う。

１　共通方策と指定地ごとの方策

<table>
<tr><th>共通方策</th><th colspan="2">指定地ごとの方策</th></tr>
<tr><td rowspan="3">・維持管理業務の一環として指定地の継続的な経過観察を実施する。

・指定地及びその周辺で発生した異常・事故等に速やかに対応するためのマニュアルを整備する。

・樹木については、本質的価値の検討を踏まえて保存措置を講じる個体を特定し、定期的に樹木医による診断を実施する。そして、その結果をもとにマツクイムシ防除などしかるべき措置を講じる。

・計画の定めで判断できない事案が発生した場合には、文化庁と宮城県教育委員会との協議を踏まえ、地域・関係団体等の意見を聴取しつつ対応する。</td><td>壺碑
(つぼの石ぶみ)</td><td>・芭蕉が訪れた際のルートと考えられる西側から見た丘陵・多賀城碑・覆屋・石碑・樹木で構成される景観の保全を図るため、南門等復元の際の盛土を最小限にするなど、関係機関と調整を図る。

・旧宅地等の窪地を盛土により修復することにより、本質的景観要素の保全を図る。</td></tr>
<tr><td>興井</td><td>・詳細な調査に基づいて水質改善のための整備を行う。

・地域住民と行政が協働して維持管理できるように調整を図る。</td></tr>
<tr><td>末の
松山</td><td>・既存マツの生育環境全般を改善する。

・既存マツの後継樹を育成するとともに育成に協力できる個人や関係団体等との調整を図る。</td></tr>
</table>

２ 構成要素ごとの方策

（１）壺碑（つぼの石ぶみ）の保存に関する方策（指定地内）

要素		方策		
 丘陵	本質的景観要素	管理整備	経過観察	・日常的な経過観察を実施し、地形に不要な改変がないように維持する。 ・後世に地形の改変を受けた場所は盛土により地形の修景を図り、周辺と調和の取れた景観に整備する。修景箇所は、盛土により遺構面までの保護層が確保できることから、植栽候補地とすることも考慮する。 ・露出した岩石については、現状維持を基本とし、古代遺構の復元整備範囲にかかるものについては、適切な措置を講ずる。
 多賀城碑	本質的景観要素	管理	経過観察	・維持管理業務として経過観察を実施する。その際には、観察事項を明確化するとともに、定点撮影で記録に残す。異変が確認された場合は、その原因を特定し、しかるべき措置を講じる。
 多賀城跡 （南門付近の写真）	本質的景観要素	調整	調整	・指定地内の現状変更の取り扱いについては、特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画に基づき運用し、古代遺構の保存を大前提とする。 ・整備については、特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画に基づくこととなるため、名勝おくのほそ道の風景地としての風致景観との調和が図れるように、十分な調整を行う。
 覆屋	歌枕顕彰要素	管理	経過観察 維持	・維持管理業務の一環として経過観察を実施するとともに、定期的に清掃を行う。観察の際には、明確な基準を設けチェックするとともに、定点撮影で記録に残す。異変が確認された場合は、その原因を特定し、対処する。

要素		方策		
 植生	歌枕顕彰要素	管理整備	経過観察	・維持管理業務の一環として経過観察を実施する。その際には、観察事項を明確化するとともに、定点撮影で記録に残す。また、定期的に専門医による既存樹木の診断を実施し、その結果をもとにマツクイムシ防除などの措置を講じる。 ・ソメイヨシノなど枯損が著しい既存の樹木に関しては、経過観察の結果を踏まえ、場合によっては除去する。 ・当地域に自生しない樹種については除去することを基本とする。
 「つぼのいしぶみ」道標	歌枕顕彰要素	管理	経過観察	・維持管理業務の一環として経過観察と定期的な清掃を行う。 ・古代遺構の環境整備により移設する必要がある場合は、もともと建っていた市川橋のたもとの近くに移設することも考慮する。
 記念碑、顕彰碑	歌枕顕彰要素	管理	経過観察	・維持管理業務の一環として経過観察と定期的な清掃を行う。 ・指定地が歌枕の地として保護顕彰活動の対象となっていたことを証明する資料であることから、現状維持を基本とし、復元整備により移動しなければならない場合は、指定地内での移設を原則とする。

（２）壺碑（つぼの石ぶみ）の保存に関する方策（周辺地域）

要素		方策		
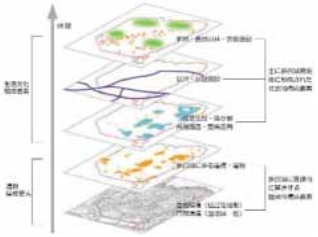 多賀城跡	周辺の「本質的景観要素」	管理整備調整	調和	・現状変更の取り扱いと維持管理については、特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画、整備については特別史跡多賀城跡整備基本計画に基づく。 ・その際に、多賀城碑と覆屋、丘陵と植生で形成される名勝おくのほそ道の風景地としての景観と調和が図れるように、関係部署・機関と十分な調整を行う。

（３）興井の保存に関する方策（指定地内）

要素		方策		
 岩塊	本質的景観要素	管理	経過観察	・岩塊の形状・色調や節理の幅などを詳細に経過観察し、保存に悪影響を及ぼす変化が認められた場合は、その原因を特定して排除に努めるなど最良の管理に努める。
 池	本質的景観要素	整備	改善	・水質改善のため、整備を行う。整備にあたっては、詳細な調査により水質汚濁の原因を特定し、適切な措置を講ずる。周辺地域と一体となった整備が必要になる場合も考慮し、関係部署や地域住民と十分に調整する。
 植生	歌枕顕彰要素	管理	経過観察	・現段階では維持を方針とし、経過観察を行う。 ・岩塊の経過観察の結果、その形状を著しく変化させる要因と認められた場合は、除去することも考慮する。
 池の底面	環境整備要素	整備	改善	・コンクリートを除去し、本来の状況に復旧することで、本質的価値の復元を図る。
 地元住民による維持管理	無形の要素	調整	改善	・地域住民や有志団体と連携して清掃等の維持管理ができるように調整を図る。

（４）末の松山の保存に関する方策（指定地内）

要素		方策		
 マツ	本質的景観要素	管理調整	経過観察改善	・現存のクロマツに関しては経過を観察し、その結果をもとに樹木の枯損や枝折れによる悪影響を予防や除去し、樹勢を維持するための策を講じる。 ・マツの遺伝子継承のために、後継樹を育成するとともに、育成に協力できる個人や関係団体・機関などとの調整を図る。
 丘陵	本質的景観要素	整備調整	改善	・風水害等により土砂が流出しないように、指定地内を芝生等で養生し、修景を図る。 ・マツの根元が踏まれないような対策を講じる。また、マツの根が露出している部分に関しては、盛土などで養生し、根を保護する。
 地元住民による活動	無形の要素	調整	改善	・地域住民や有志団体と連携して清掃等の維持管理ができるように調整を図る。

（５）末の松山の保存に関する方策（周辺地域）

要素		方策		
 丘陵	周辺の「本質的景観要素」	調整	改善	・市と宝国寺及び地元住民が連携して指定地及び周辺の地形や丘陵等の維持管理や景観向上等が実現できるように、調整を図る。
 寺院（宝国寺・墓地）	周辺の「本質的景観要素」	調整	改善	・市と宝国寺及び地元住民が連携して指定地及び周辺の地形や丘陵等の維持管理や景観向上等が実現できるように、調整を図る。
 石碑（歌碑）	周辺の「歌枕顕彰要素」	管理	経過観察改善	・維持を基本とするが、経過観察の結果、マツの根に悪影響を与えていることが判明した場合には、移設することも考慮する。 ・破損等した場合は修繕する。
 石碑（歌碑）	周辺の「歌枕顕彰要素」	管理	経過観察	・破損等した場合は修繕する。 ・周辺の整備と調和するような場所へ移設することも考慮する。

３ 現状変更等の取扱い

（１）文化財保護法による現状変更等の取扱い

名勝おくのほそ道の風景地の指定地内では、文化財保護法第１２５条の規定により、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を行おうとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

文化財保護法
（現状変更等の制限及び原状回復の命令）
第１２５条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

（２）現状変更等の取扱い共通指針

名勝おくのほそ道の風景地の本質的価値を適切に保存する上で、現状変更等の取扱いに関する共通指針を以下のように定める。

①現状変更等については、指定地の適切な保存と活用を目的として実施するもの以外は原則として認めない。
適切な保存を目的とした現状変更等の例としては、以下のものがあげられる。
・本質的価値の復旧・改善のために必要とする整備事業
・環境基盤の整備
・地形の復元
・上記の行為の実施に先立って必要とされる調査
適切な活用を目的とした現状変更等の例としては、以下のものがあげられる。
・案内施設、公開活用施設、便益施設等の設置
・本質的価値の復元整備事業
・環境基盤の整備
・上記の行為の実施に先立って必要とされる調査

②いかなる現状変更等も、その程度が必要最小限になるように配慮するものとする。

③周辺地域の景観を損ねる工作物等については、設置者等に対し、改修などを行う際に景観に配慮した形態・意匠への変更を働きかける。また、周辺地域において、指定地の景観に影響を及ぼす可能性のある行為が予測される場合には、事業者等に対し、指定地の本質的価値の保存に対する意識啓発・誘導に努め、意匠・構造・材料等に最大限の配慮が行われるよう協力を求めることとする。

④本保存活用計画に定めのない事項については、関係部署や機関等と協議のうえ個別に判断することとする。

（３）指定地ごとの現状変更等に関する取扱い細則

①壺碑（つぼの石ぶみ）

本指定地は、特別史跡多賀城跡附寺跡内に位置しており、特別史跡多賀城跡附寺跡第３次保存管理計画ではＳ重点遺構保存活用地区に位置づけられている（第１３・１４図）。名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）」の現状変更等を取扱う際には、前項に加え、特別史跡多賀城跡附寺跡保存管理計画の方針も踏まえ、関係機関と協議した上で判断することとする。

特別史跡多賀城跡附寺跡第３次保存管理計画における現状変更の取扱い基準
・宅地、農地・山林は、認めない。
・公共公益施設は、原則として認めない。ただし、住民の生活環境の改善に関わる必要不可欠な現状変更等については、遺構保存要件、歴史的景観への配慮を前提とし、認める場合がある。
・一般文化財・保存樹木は、原則として認めない。ただし、保存や活用のための修理改修、環境整備については認める場合がある。
・発掘調査・整備活用は、原則として認めない。ただし、特別史跡の保護・継承に係る発掘調査・整備活用については認める場合がある。

②興井

現状変更等については、指定地の適切な保存と活用を目的として実施するもの以外は原則として認めない。

適切な保存を目的とした現状変更等の例としては、以下のものがあげられる。

・岩塊に悪影響を及ぼす要素の除去・移設
・池の水質改善に関わる環境整備
・上記の行為の実施に先立って必要とされる調査

適切な活用を目的とした現状変更等の例としては、以下のものがあげられる。

・擁壁の修景に関わる整備
・案内施設等の新設・改修
・上記の行為の実施に先立って必要とされる調査

③末の松山

現状変更等については、指定地の適切な保存と活用を目的として実施するもの以外は原則として認めない。

適切な保存を目的とした現状変更等の例としては、以下のものがあげられる。

・マツの生育環境を改善するための整備

・丘陵の養生
・マツ及び丘陵に悪影響を及ぼす要素の除去・移設
・後継樹の植樹・育成
・上記の行為に先立って必要とされる調査

適切な活用を目的とした現状変更等の例としては、以下のものがあげられる。

・修景に関わる整備
・案内施設等の新設・改修
・上記の行為の実施に先立って必要とされる調査

復元予定の多賀城南門と築地塀（イメージ画像）

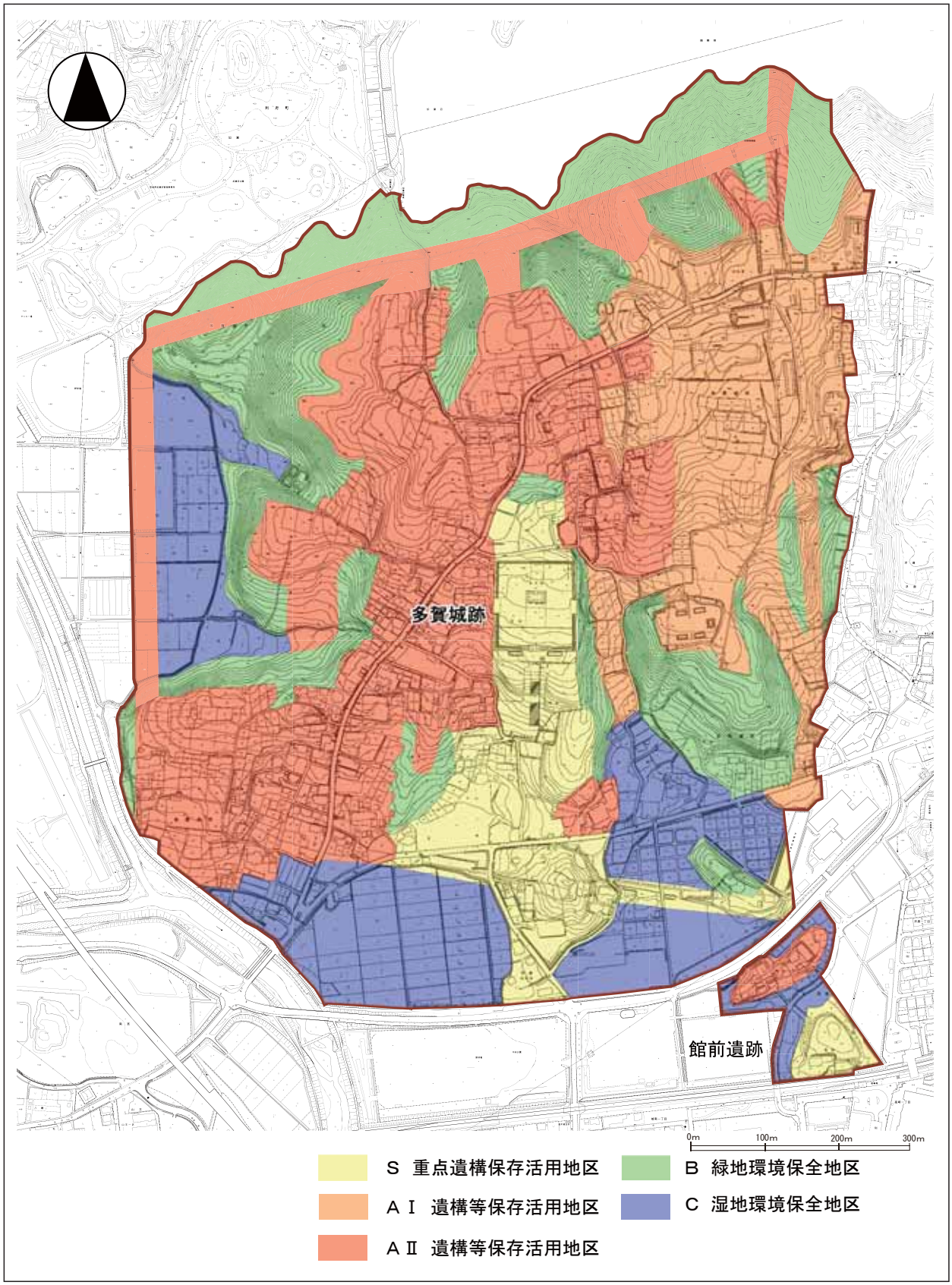

第１３図　特別史跡多賀城跡附寺跡第３次保存管理計画地区区分図

<table>
<tr><th rowspan="3">項目
遺跡</th><th rowspan="3">地区区分</th><th colspan="6">生活文化構成要素</th></tr>
<tr><th colspan="6">多賀城廃絶後に形成された構成要素</th></tr>
<tr><th>宅　地
（建築物・工作物 等）</th><th>農　地
山　林</th><th>宗教施設</th><th>公共公益施設</th><th>一般文化財
保存樹木</th><th>発掘調査
整備活用</th></tr>
<tr><td rowspan="5">多賀城跡</td><td colspan="2">S 重点遺構保存活用地区</td><td>認めない。</td><td>認めない。
ビニールハウス等の工作物設置についても認めない。</td><td>（なし）</td><td rowspan="5">原則として認めない。
但し、
住民の生活環境の改善に関わる必要不可欠な現状変更については、遺構の保存要件、歴史的景観への配慮を前提とし、認める場合がある。</td><td rowspan="5">原則として認めない。
但し、
保存や活用のための修理改修、環境整備については認める場合がある。</td><td rowspan="5">原則として認めない。
但し、
特別史跡の保護・継承に係る発掘調査・整備活用については認める。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A 遺構等保存活用地区</td><td>AⅠ
遺構等保存活用地区</td><td>認めない。</td><td rowspan="2">原則として認めない。
但し、
農産物の耕作に関わる必要不可欠な現状変更については、遺構等の保存要件、歴史的景観への配慮を前提として認める場合がある。</td><td rowspan="2">原則として認めない。
但し、
遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める場合がある。</td></tr>
<tr><td>AⅡ
遺構等保存活用地区</td><td rowspan="3">原則として認めない。。
但し、
遺跡構成要素の保存要件及び歴史的景観への配慮を前提とし、住民の生活環境改善に必要不可欠な現状変更については、以下のとおりとする。
＊ 住宅の新築
⇒ 認める場合がある。
但し、
現建築面積の120%以内
＊住宅の増築
⇒ 認める場合がある。
但し、
現建築面積の120%以内
＊住宅の改築
⇒ 認める場合がある。
＊ 付属舎・工作物
⇒ 住宅に同じ。
この場合は建築物、工作物とも２階以下とし、意匠、構造等についても特別史跡の景観形成にふさわしいものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">B 緑地環境保全地区</td><td>原則として認めない。
但し、
低丘陵地形の保全を前提とした現状改善や既存林の修景については認める場合がある。</td><td>（なし）</td></tr>
<tr><td colspan="2">C 湿地環境保全地区</td><td>原則として認めない。
但し、
湿地環境の保全を前提とした現状改善については認める場合がある。</td><td>原則として認めない。
但し、
遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める場合がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">廃寺跡</td><td>A</td><td>AⅡ
遺構等保存活用地区</td><td>多賀城跡ＡⅡに同じ</td><td>多賀城跡ＡⅡに同じ</td><td rowspan="2">（なし）</td><td rowspan="2">多賀城跡に同じ</td><td rowspan="2">多賀城跡に同じ</td><td rowspan="2">多賀城跡に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="2">B 緑地環境保全地区</td><td>多賀城跡Ｂに同じ</td><td>多賀城跡Ｂに同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">館前遺跡</td><td colspan="2">S 重点遺構保存活用地区</td><td>多賀城跡Ｓに同じ</td><td>多賀城跡Ｓに同じ</td><td rowspan="3">（なし）</td><td rowspan="3">多賀城跡に同じ</td><td rowspan="3">多賀城跡に同じ</td><td rowspan="3">多賀城跡に同じ</td></tr>
<tr><td>A</td><td>AⅡ
遺構等保存活用地区</td><td>多賀城跡ＡⅡに同じ</td><td>多賀城跡ＡⅡに同じ</td></tr>
<tr><td colspan="2">C 湿地環境保全地区</td><td>多賀城跡Ｃに同じ</td><td>多賀城跡Ｃに同じ</td></tr>
<tr><td>山王遺跡</td><td>A</td><td>AⅡ
遺構等保存活用地区</td><td>（なし）</td><td>（なし）</td><td>（なし）</td><td>多賀城跡に同じ</td><td>多賀城跡に同じ</td><td>多賀城跡に同じ</td></tr>
<tr><td>柏木遺跡</td><td>A</td><td>AⅡ
遺構等保存活用地区</td><td>（なし）</td><td>（なし）</td><td>（なし）</td><td>多賀城跡に同じ</td><td>多賀城跡に同じ</td><td>多賀城跡に同じ</td></tr>
</table>

第１４図　特別史跡多賀城跡附寺跡第３次保存管理計画における現状変更等の許可に関する取扱い基準

４ 維持管理

（１）文化財保護法による維持の措置等

文化財保護法第１２５条ただし書きには、下記の場合は文化庁長官の許可は不要とされている。

・維持の措置
・非常災害のために必要な応急措置を執る場合
・保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

このうち、維持の措置の範囲は、特別史跡名称天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第４条に規定されている。

特別史跡名称天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
（維持の措置の範囲）
第４条　法第１２５条第１項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
１　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
２　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
３　史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（２）維持管理に係る業務内容の例

上記の条件に該当するものについては、維持管理業務の中で措置することとし、具体的な内容について以下に例示する。

①地形の管理

非常災害のために必要な応急措置については、維持管理業務の中でこれを対応する。

・災害等により崩落した土砂、落石等の撤去及び被災箇所への土嚢等の設置

②植生の管理

植生の管理のうち、以下の行為については、維持管理業務の中でこれを対応する。

・病虫害防止のための措置
・景観維持のための日常的な除草等の草本類の管理
・積雪による枝折れ防止などの安全管理のための樹木の剪定、枯損木等の伐採、枯枝の除去

③施設の管理

案内施設、公開活用施設、便益施設等の管理のうち、非常災害や老朽化により破損等が

生じた場合の現状変更等に際し、部分的な部材・部品の交換、塗装の塗替え等の施設の更新作業のうち、外観・形態・意匠に大幅な変更を伴わないものについては、維持管理業務の中でこれを対応する。

④衛生の管理

興井の清掃については、水抜きを伴う浚渫の場合も含めて維持管理業務の中でこれを対応する。

⑤危機の管理

来訪者等の安全に悪影響を及ぼす有害な動植物への対処を目的とする注意喚起のための看板の設置など簡易的な構造物の設置については、維持管理業務の中でこれを対応する。

興井の清掃作業

特別史跡内のスズメバチ駆除作業

5 保存のための整備

（1）壺碑（つぼの石ぶみ）

・芭蕉が訪れた際のルートと考えられる西側から見た丘陵・多賀城碑・覆屋・石碑・樹木で構成される景観の保全を図り、芭蕉が見た景観をできる限り残すために、南門等復元の際の盛土を最小限にするなどについて関係機関と調整を図る。
・旧宅地の窪地を盛土により修復することなどにより、丘陵の保全を図る。

なお、特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画案との対応は、以下のとおりである。

本計画における方策	整備基本計画案における方策
芭蕉が訪れた際のルートと考えられる西側から見た丘陵・多賀城碑・覆屋・石碑・樹木で構成される景観の保全を図り、芭蕉が見た景観をできる限り残すために、南門等復元の際の盛土を最小限にするなどについて関係機関と調整を図る。	・名勝「おくのほそ道の風景地　壺碑」の景観保全・修景 南門・築地塀・政庁南大路復元に直接影響を及ぼす部分以外では、既存樹木や露出した巨石、石垣等を現状維持とするとともに、適切な修景を行う。また、復元に伴う盛土を最小限に抑え、覆屋と樹木・地形・石碑等が形成している一体の景観保全を図る。 ・植栽・修景 市道水入線沿いにある電柱・電線類を移設あるいは地中化し、景観の向上を図る。 多賀城碑周辺のほか、地区の丘陵頂部周辺にある既存林は現状維持を基本とし、史跡景観の一部として枝払い・下草刈りなど積極的な管理を行う。 未調査地あるいは遺構整備周辺のオープンスペースには、緑化修景計画に基づき適切な植栽を行う。ただし、植栽が表示・復元した遺構を遮蔽しないよう留意する。
旧宅地の窪地を盛土により修復することなどにより、本質的景観要素の保全を図る。	・地形の修復 南門・築地塀・南北大路の復元にあたっては、遺構保護のための盛土を行うとともに地形を修復する。また、他の丘陵斜面における過去の宅地造成地も盛土による修復に努める。 ・トイレ等の撤去 西側斜面では、地形修復にあわせて既設のトイレ・駐車広場を撤去し、地形模型は移設する。 トイレ脇のスギ林は伐採する。

（２）興井

・水質改善のための整備を行う。整備にあたっては、詳細な調査により水質汚濁の原因を特定し､適切な措置を講ずる。周辺地域と一体となった整備が必要になる場合も考慮し、関係部署や地元住民と十分に調整する。
・池底面のコンクリートについては、調査の結果を踏まえて撤去することも考慮する。
・経過観察を行いながら、岩塊に悪影響を及ぼすと判明した樹木については、除去・移設する。

（３）末の松山

・マツの根元が踏まれないような措置を講じるなど、マツの生育環境全般の改善に努める。また、指定地周辺においても、透水性のある舗装を使用するなど、マツの根を保護するように配慮する。
・マツの後継樹を育成する。
・丘陵の土砂が災害により流出しないように、指定地内を芝生等で養生し、修景を図る。
・マツや丘陵に悪影響を及ぼす要素を除去・移設する。

宝国寺により植樹された末の松山の後継樹